

○韮崎市立病院ボランティア活動支援事業実施要綱

平成18年6月1日

訓令乙第38号

(目的)

第1条 この要綱は、韮崎市立病院(以下「病院」という。)における患者サービスを向上させるため、ボランティア活動を積極的に支援することにより、病院と地域社会との連携強化を図り、もって住民と病院の協働による明るい患者サービスの提供を行うことを目的とする。

(参加資格)

第2条 ボランティア活動に参加できる者は、満20歳以上の健康な者で、ボランティア活動に熱意があると認められる者とする。

(活動範囲)

第3条 ボランティア活動の対象となる病院の業務は、次のとおりとする。

- (1) 外来フロアにおける病院案内の援助、自力歩行困難な患者に対する援助等のサービス業務
- (2) 入院患者の自力歩行困難な患者に対する援助業務
- (3) 小児患者への読み書き等の援助業務
- (4) 病院建物周囲の環境美化業務
- (5) 病院長(以下「院長」という。)が特に活動を認める業務

(活動時間)

第4条 ボランティア活動は、月曜から金曜日の午前9時から午後3時までの時間において1月に2回以上行うものとする。ただし、院長が特に認めた場合は、その認められた日時に限り活動することができる。

(活動の注意義務)

第5条 ボランティア活動にあたって遵守すべき基本的な注意義務は、次のとおりとする。

- (1) 活動中に限らず活動終了後においても、患者の個人情報や他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。
- (2) 患者の人権、人格及びニーズ等を尊重して活動すること。
- (3) 活動中は、病院職員の指示に従い行動すること。
- (4) ボランティア活動をする者(以下「ボランティア活動者」という。)自身及び患者にとって危険な行為をしないこと。

(5) ボランティア活動者は、活動期間中病院が指定した名札及びエプロンを着用するものとする。

(職員の義務)

第6条 病院職員は、ボランティア活動の自発性、無償性を受け容れ、ボランティア活動者の個性や能力を発揮できるよう支援するものとする。

(事務担当者)

第7条 ボランティア活動者の受付、許可及び名簿登載に関する事務は、事務局より指名された者が行い、活動に関する業務は事務局及び看護局より指名された者が担当する。

(意見交換)

第8条 病院は、ボランティア活動者と病院職員との意見交換を年1回実施するものとする。ただし、日常の活動に関する内容は、必要に応じて事務局と意見交換するものとする。

(活動の許可)

第9条 ボランティア活動を希望する者は、ボランティア活動申込書(第1号様式)にボランティア誓約書(第2号様式)を添えて院長に提出し、活動の許可を得なければならない。

2 前項のボランティア活動の有効期限は1年間とし、名簿登載する。ただし、再任を妨げない。

(ボランティア保険等)

第10条 前条によりボランティア活動の許可を得た者は、ボランティア活動保険へ加入するものとする。

2 ボランティア活動者に対しては、年1回の健康診断を実施し、感謝の意を表するものとする。

3 前2項に要する費用は、病院負担とする。

(活動許可の取り消し)

第11条 ボランティア活動者が第4条及び誓約した事項に違反した場合、著しく病院の品位を汚す行為を行ったと判断した場合又は総括安全衛生管理者が健康診断の結果ボランティア活動に適さないと判断した場合は、活動許可を取り消すものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動に関して必要な事項は、院長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

年 月 日

菫崎市立病院長 様

ボランティア活動申込書

私は、菫崎市立病院で次のとおりボランティア活動をしたいので、ボランティア誓約書を添えて申し込みます。

フリガナ	性別	生年月日
氏 名 印	男・女	年 月 日(歳)
住所	電話番号 ()	
希望するボランティア活動 1 外来フロアでのサービス活動 2 入院患者への歩行援助活動 3 小児患者への読み書き等活動 4 病院建物周囲等の環境美化活動 5 その他()	希望する活動日時 毎週・隔週・() 曜日 時 分 ~ 時 分	

※以下の欄は記入不要です。

【活動許可】

上記の者のボランティア活動は 許可・不許可 とする。

活動許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日	参考事項
ボランティア保険加入手続き 年 月 日	決定欄

【ボランティア登録】

上記の者は、ボランティア 登録する。・登録しない。

活動許可期間の活動状況	
特記事項	決定欄
登録番号	

第2号様式(第9条関係)

年 月 日

ボランティア誓約書

住所

氏名

印

私は、韮崎市立病院でボランティア活動をするにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 活動中に限らず活動終了後においても、韮崎市立病院で知り得た患者の個人情報を守ります。
- 2 患者の人権、人格及びニーズ等を尊重して活動します。
- 3 活動にあたっては、職員の指示に従い行動します。
- 4 私自身や患者にとって危険な行為を行いません。
- 5 健康管理については、私自身の責任において行います。